

## マネー・ローンダリングの捜査、訴追及び判決の現状と課題

グエン・ティ・クエン・チャウ\*

### 1 ベトナムにおけるマネー・ローンダリングの現状

#### (1) 概況

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与は、経済、社会及び世界の安全保障に計り知れない害をもたらす世界規模の問題です。新興国や発展途上国においては、マネー・ローンダリングが政府の財政に影響し、税収の低下や経済政策の制御不能につながるおそれがあります。ベトナムは、経済が現金に大きく依存しており、商業活動や投資が着実に増えていることから、マネー・ローンダリングのターゲットになりやすくなっています。

2013年以来、マネー・ローンダリング対策局が検知した不審取引の数は年々増え続けています。同局から提供された情報に基づき、関係当局が捜査、検査及び監査を実施した結果、21件が起訴の決定、15件が計2570億ベトナムドン以上の未納税回収、159件が追加情報請求、1件が行政処分、5件がその他の解決に至りました。

マネー・ローンダリングの手口がますます巧妙化し検知が難しくなっていることから、ベトナムではマネー・ローンダリング犯罪のリスクが高まっています。今期中に確認されたマネー・ローンダリング手法としては、詐欺取引のための「ペーパー」会社の設立、オンライン賭博を通じたマネー・ローンダリング、詐欺プロジェクトを通じたオンライン投資詐欺、不動産取引を通じたマネー・ローンダリング、株式や債券を通じたマネー・ローンダリング、仮想通貨やデジタル資産を通じたマネー・ローンダリングなどが挙げられます。

#### (2) マネー・ローンダリング犯罪及びマネー・ローンダリング関連の前提犯罪への当組織の対処の現状

##### ア ベトナムのマネー・ローンダリング法規制

ベトナムのマネー・ローンダリング対策法は、2012年に初めて導入され、その後2022年に改正されました。2015年刑法の施行に伴い、マネー・ローンダリング犯罪に対処するためのより包括的な法的枠組みが整備されました。

2022年マネー・ローンダリング対策法が定めるマネー・ローンダリングの現在の定義は以下のとおりです。

\* ベトナム、フエ市、フォントゥイ地方人民裁判所総務課、裁判官

マネー・ローンダリングとは、組織又は個人が、犯罪活動から得た資産の出所を正当なものに見せようとする行為をいいます。犯罪活動から得た資産とは、直接又は間接的に犯罪行為を通じて獲得した資産をいい、かかる資産から生じる収入、利益、利息及び収益を含みます（2022年マネー・ローンダリング対策法第3条）。

ベトナムのナショナル・リスク・アセスメント（NRA）では、マネー・ローンダリング犯罪を生じさせる前提犯罪を、マネー・ローンダリングのリスクに応じてランク付けされる以下の17の犯罪としています。

- (a) 資産の横領（第353条）
- (b) 賭博の主催（第322条）
- (c) 麻薬の違法な所持、輸送、取引又は流用（第249条～第252条）
- (d) 収賄（第354条）
- (e) 背任による財産の不正取得（第175条）
- (f) 地位及び権力の濫用による財産の不正取得（第355条）
- (g) 賭博（第321条）
- (h) 脱税（第200条）
- (i) 野生生物保護規制違反（第234条）
- (j) 詐欺行為による財産の不正取得（第174条）
- (k) 金品の国境を超えた違法輸送（第189条）
- (l) 人身売買（第150条）
- (m) 通貨偽造、偽造通貨の所持、輸送又は流通（第207条）
- (n) 模造品の製造及び取引（第192条）
- (o) 禁止物品の生産、所持、輸送又は取引（第190条、第191条）
- (p) 兵器及び装備品の違法な製造、所持、輸送、使用又は取引（第304条）
- (q) 密輸（第188条）

#### イ 前提犯罪及びマネー・ローンダリングへの対処の実態

当部署において、前提犯罪及びマネー・ローンダリング事件への対処は、2015年刑法及び2022年マネー・ローンダリング対策法が定める法的枠組みに従って行われてきました。しかしながら、対処プロセスには、金融取引の複雑さ、巧妙な手口、違法資金追跡の難しさなどの課題があります。

典型的なマネー・ローンダリング事件は、薬物取引、詐欺、背任による財産の不正取得、横領、賭博、密輸その他関連犯罪など、背後にある前提犯罪から生じています。こうした犯罪には、例えば以下のような種々の巧妙な手法が用いられます。

##### (a) 薬物取引、違法輸送及び薬物使用の主催

違法薬物の使用及び販売は、多くの場合、バー、ナイトクラブ、カラオケラウンジその他の深夜営業店舗などの娯楽施設で行われます。そうした施設の経営者が、顧客に必要な道具やスペースを提供することにより、薬物使用を助長又は容

認していることが多々あります。こうした活動から生じた違法利益は、その後合法的な事業収益とまとめられ、一部は不動産、株式、債券に投資されて洗浄されます。

他方、麻薬の違法な売買や輸送に関与する者は、安定した職を持たず、教育レベルが低いことが多く、こうした者が一度薬物依存になると、やがて違法な手段を通じて金を稼ごうという考えを持つようになります。多くの薬物関連事件は、借金を返済する又は自動車、住宅、オートバイ、携帯電話などの資産を手に入れる必要から生じています。

犯罪者は、薬物関連犯罪からの違法収益を、自分のための合法的な資産に換えたり、他者との取引に使用したりします。裁判所がこうした犯罪を裁く際、資産没収措置を下すことはほとんどありません。被告人が所持している資産が起訴されているその特定の犯罪を通じて取得されたものであると証明することは困難であるためです。その結果、裁判所は主に、主刑として重い拘禁刑を科すことになり、資産没収のような付加刑を課すことはほとんどありません。

(b) 賭博犯罪

この種の犯罪は現在、特にサッカーの試合、サイコロゲーム、オンラインゲームなどに賭けるオンライン賭博の形で広まっています。ユーザーはオンラインアカウントを使ってブックメーカーが提供するウェブサイトアクセスし、アカウントに入金して賭けを行い、賞金は個人取引又は指定されたカード取引所で受け取ります。

犯罪者は、違法な賭博又は賭博行為の主権から利益を得て、そうして得た資金を利用した合法的な取引により、他の資産を購入します。賭博犯罪は、薬物関連犯罪及びテロ資金供与と結びついた大規模な資金移動経路にもなっています。

(c) 詐欺や背任による資産の不正取得

詐欺行為や背任による資産の不正取得は、被害者の信頼を得て、被害者が自分の財産を自主的に譲り渡すように仕向ける手口です。友人、近隣住民、仕事上のパートナーがターゲットになることが多く、親族・家族が被害を受けることもあります。

犯罪者は多くの場合、偽情報や、レンタカー契約や投資契約などの一見合法に見える契約を利用して、被害者の信頼を得ようとします。獲得された資産はその後すぐに、不動産、金（きん）、自動車、株式など、法的に認められる財産に換えられます。

盗まれた資産の追跡と回復に関しては、犯罪者が親戚に資産を譲り渡し、別の名義で登記したり、現金や金を隠匿したりするケースが多いことが大きな課題となっています。ベトナムにおいては、今なお現金や金による取引が一般的であるため、そうした資産の追跡が極めて困難で、そのため違法資金の回復は実現性が

低いのが現状です。

(d) マネー・ローンダリング

当裁判所で近頃裁判が行われたマネー・ローンダリング事件の中には、犯罪者が偽の本人確認書類とプリペイドSIMカードを使用して銀行口座を開いていたケースがいくつかありました。こうした銀行口座は不正資金の受取に使用され、資金はその後現金で引き出されて正当な口座に送金されることにより洗浄されます。

犯罪者は多くの場合、無職者や法的リスクに疎い者の経済的困窮に付け込み、高額の委託料や成功報酬を見返りにそうした者を雇って銀行口座を開かせます。複数の不正銀行口座が使用され、多数の共犯者が資金を引き出すため、複数の犯罪の背後にいる首謀者を突き止める捜査は非常に複雑になっています。

さらに、複数の仲介者を經由した何層にもわたる取引により、違法資金の追跡と回復が極めて困難になっています。

## 2 マネー・ローンダリング犯罪の捜査、訴追及び判決における課題

1. 犯罪者は多くの場合、外国のIPアドレスを使用し、ソーシャルメディアで身元を偽って被害者に近づき、騙します。そのため、犯人の身元を突き止めて前提犯罪を追跡することが難しく、犯罪の首謀者の訴追に関して多くの課題が生じています。
2. 犯罪者は資金の痕跡をわかりにくくするために複数の仲介者や様々な銀行口座を通じて出金や送金を行うため、捜査当局が不正資金の追跡に費やす時間と労力が多大なものになっています。
3. ベトナムでは、仮想通貨はまだ法的な取引手段として公式に認められていません。それでも個人レベルでは国際的な取引所を通じて仮想通貨の売買が行われています。既に国内で仮想通貨窃盗等の犯罪も発生しています。仮想通貨は法的に認められていないため、管理するための規制や法的制裁措置が定められておらず、その結果、この種の資産での取引が無規制の抜け穴となって資金洗浄者に悪用されています。
4. オンライン賭博ネットワークがインターネット上で広範囲に広告・宣伝されています。犯罪組織は世界各地のIPアドレスを使用しており、また外部からの侵入が疑われる場合に自動的にデータを削除するメカニズムを実装していることが多いため、こうしたネットワークを壊滅させることは困難です。そのため、捜査をしても、賭博をした個人を捕まえるだけにとどまることが多く、賭博の主催者は野放しのままで活動を続けるという状況になっています。
5. ベトナムの経済は依然として現金取引に大きく依存しており、金銭の流れを追跡することが難しくなっています。犯罪者はこのことを利用して、違法に取得した資産を親兄弟、親戚などの親族に移転し、その相手はその資金を利用して高額な不動産

などの資産を購入します。

6. 薬物犯罪者は多くの場合、再犯を繰り返しており、法執行機関の目をかいくぐってきた経験が豊富です。起訴及び裁判の過程で、こうした犯罪者は事前に申し合わせて証言で口裏を合わせることが多く、そのため、そうした者たちの背後にある組織犯罪ネットワークを壊滅させることが一層難しくなっています。

### 3 犯罪の主な要因

#### 1. 犯罪者側の主観的要因：

- a) **教育レベルの低さ**：多くの犯罪者が適切な教育を受けておらず、犯罪の傾向や手法、マネー・ローンダリング法規制についてよく理解していないため、犯罪行動に走りやすいです。
- b) **困難な家庭環境**：金銭的動機で犯罪に手を染める者は、安定した職や収入を持たないことが多く、犯罪行為を通じて手っ取り早く金銭的利益を得ようという欲を持ちやすいです。
- c) **刑務所からの釈放後の再犯**：多くの犯罪者が、就業機会及び社会への再統合を支える環境を見つけることに苦労しており、そのために一層狡猾になり、組織犯罪ネットワークに関わってしまいます。

#### 2. 管理メカニズムに起因する要因

- a) **金融・銀行規制の抜け穴**：金融管理法令の弱さが、犯罪者に悪用される余地を生んでいます。
- b) **現金取引の監督が不十分**：国が現金取引を完全に管理できておらず、市場が犯罪行為の温床となっています。
- c) **国際貿易・取引規制上の課題**：貿易のグローバル化及び新たな取引方法というトレンドの高まりを背景に、法的枠組みが完全でない、又は存在しないために、金銭的取引の監督が難しくなっています。
- d) **仮想通貨取引の規制が存在しない**：仮想通貨の管理のための法的制裁措置がないことから、犯罪者がシステムを悪用して資金を洗浄できるようになっています。
- e) **法律に関する意識向上活動の効果が不十分**：法律問題に対する一般市民の意識を高めるための取組が、犯罪防止効果をさほど発揮できていません。
- f) **元犯罪者の就業と再統合の支援がない**：社会への再統合のための適切なプログラムがないために、元犯罪者が安定した生活を営めず、再犯の可能性が高くなっています。

### 4 マネー・ローンダリング対策強化のための解決策の提案

1. **一般市民の意識の向上**：被害者を違法行為に誘い込むために使われる犯罪の手口や偽の儲け話について人々を啓発します。

2. 銀行口座開設の厳格規制：銀行口座開設に当たり、偽の本人確認書類や未登録SIMカードが使用されないよう監督を強化します。
3. 現金取引の削減：市場における現金使用を最小限にするとともに、一般市民による外国為替と金売買の管理を強化します。
4. 詳細不明な資産や異例の方法で取得された資産への課税：未確認の収入源によって取得された資産や急激に不審なほど価値が上昇した資産に課税します。
5. 教育及び社会の意識の向上：若年層への教育を強化し、社会問題や違法行為に伴う責任に対する意識を高めるとともに、元犯罪者に就業機会を提供します。
6. マネー・ローンダリング犯罪に対する刑罰の厳格化：拘禁刑及び付加刑を増やし、現在及び将来の犯行を抑止します。
7. 正当性が証明されない資産の没収：合法的に取得されたものであると犯罪者及びその親族が証明できない資産を没収します。
8. オンライン賭博ネットワークの壊滅：違法なオンライン賭博プラットフォームの閉鎖及びオンライン賭博の実効性ある規制の取組を強化します。
9. マネー・ローンダリング対策規制の強化：マネー・ローンダリング対策情報の共有に関する関連機関間での国内・国際協力を強化します。
10. 不審な取引の捜査：不審な金銭的取引が法執行機関に通報され、犯罪通報として扱われ、必要に応じて口座凍結措置が講じられるようにします。
11. 国際協力の強化：犯罪人引渡し、情報共有、資産の追跡及び違法取得資産の回復に関して他の国・地域と協力します。

## 5 事例研究：判決番号17／2022／HS-ST、2022年2月23日付け、トゥア・ティエン・フエ省人民裁判所

これは、被告人ファン・ゴック・ドゥイ及びその共犯者らが、2015年刑法第324条に定める「マネー・ローンダリング」の罪で起訴された事件です。

### (1) 事件の詳細

2020年2月21日に、フエ市トゥアンロック区12／8ルオンイー通りに住む女性、チャウ・シー・ゴック・ハイ氏は、「フレデリック・ハネス」と名乗る男（本名、経歴、住所は未だ不詳）とFacebookで友達になりました。

知り合っただけで経った2020年3月23日、フレデリック・ハネスは、タイのプーケット県にショッピングセンターを建設するプロジェクトに関わっているとハイ氏に言いました。しかし、手続上の問題などがあり困っていると、金を貸してほしいとハイ氏に依頼しました。ハネスは、金を貸してくれたら、プロジェクトが承認されたときに全額返済し、さらに感謝の印として10%上乗せすると約束しました。

ハイ氏は、ハネスの言うことを信じて貸すことに同意し、計5回、フレデリック・ハネスに送金しました。2020年4月8日に、フレデリック・ハネスから再びハイ氏に

金を貸してほしいという連絡がありました。ハイ氏の手元にはもう資金がなかったため、ハイ氏はフエ市スアンフー区アランヤコンドミニアムの616-CTI号室に住む男性、トラン・グエン・フン氏の電話番号を伝えました。フン氏はハイ氏の友人で、以前フレデリック・ハネスへの送金を複数回手伝ったことがありました。

フン氏は金を貸すことに同意し、ハイ氏とともに、計4回、フレデリック・ハネスに追加の送金をしました。計9回の送金で、ハイ氏とフン氏は合計39億3,349万3,716ドンをフレデリック・ハネスに送金し、そのうちハイ氏からの送金額は14億7,413万ドン、フン氏からの送金額は24億5,936万3,716ドンでした。

捜査機関がフレデリック・ハネス個人のFacebookアカウントについて調べたところ、アカウントのIP（インターネットプロトコル）アドレスは外国の不明な場所のものであると判明し、そのアカウントを管理・使用している人物を特定することはできませんでした。また、事件に関連するWhatsAppの通信データはすべて削除されていました。送金の取引からは、実際に詐欺行為を実行しハイ氏とフン氏の金を不正に取得した特定の者を突き止めることはできませんでした。しかし他方で、犯罪行為を通じて取得された金銭の引き出しに違法利益目的で関与したグループが見つかりました。詳細は以下のとおりです。

被告人ンナカ・チブゾール・フランクリン、被告人ンナメカ・サミュエル・ウゴチュク、被告人ウメ・スタンリー・チディエベレ、被告人ゴ・ハイ・ニ、被告人ヴー・アイ・リン及び被告人ファン・ゴック・ドゥイは、2020年初頭から2020年4月17日の間に、ホーチミン市内で、インターネットを使用して、偽の本人確認書類（市民IDカード）を購入しました。その後、被告人らはそれらの偽のIDカードを使用して複数の銀行で複数の銀行口座を開設し、これらの口座を使用して、違法利益を得るために、犯罪行為を通じて取得された金の受領及び引き出しを行いました。

- ・ンナメカ・サミュエル・ウゴチュク及びゴ・ハイ・ニが引き出した違法資金の総額は2億7,000万ドンでした。
- ・ンナメカ・サミュエル・ウゴチュクは2,160万ドンの違法利益、ゴ・ハイ・ニは1,000万ドンの違法利益を得ました。
- ・ウメ・スタンリー・チディエベレ及びヴー・アイ・リンが引き出した違法資金の総額は2億ドンで、いずれも600万ドンの違法利益を得ました。
- ・ンナメカ・サミュエル・ウゴチュク及びその他の共犯者に指示して引き出しの取りまとめ役をしたンナカ・チブゾール・フランクリンについては、4億7,000万ドンの刑事責任が認められました。

トゥア・ティエン・フエ省人民検察院は、被告人ウメ・スタンリー・チディエベレ及び被告人ヴー・アイ・リンを、刑法第324条第2項第e号に基づき、「マネー・ローンダリング」の罪で起訴しました。

被告人ンナカ・チブゾール・フランクリン、被告人ンナメカ・サミュエル・ウゴ

チュク及び被告人ゴ・ハイ・ニは、刑法第324条第2項第c号及び第e号に基づき、「マネー・ローンダリング」の罪で起訴されました。

被告人ファン・ゴック・ドゥイは、刑法第324条第3項第a号に基づき、「マネー・ローンダリング」の罪で起訴されました。

## (2) 裁判所が科した刑罰

### ア 主刑

2015年刑法（2017年修正・補充反映後）第324条第3項第a号、第51条第1項第b号、第s号、第t号、第52条第1項第g号、第38条に基づき、以下の量刑が下されました。

- ・ 被告人ファン・ゴック・ドゥイに10年の拘禁刑。刑期は勾留日である2020年6月1日を起点として算定。

2015年刑法（2017年修正・補充反映後）第324条第2項第c号及び第e号、第51条第1項第s号、第38条に基づき、以下の量刑が下されました。

- ・ 被告人ンナカ・チブゾール・フランクリン（通称：トニー）に2020年5月18日（勾留日）から7年の拘禁刑
- ・ 被告人ンナメカ・サミュエル・ウゴチュク（通称：リチャード）に2020年5月18日から6年6か月の拘禁刑
- ・ 被告人ゴ・ハイ・ニに2020年5月18日から6年の拘禁刑

刑法第324条第2項第e号、第51条第1項第s号、第54条、第38条に基づき、以下の量刑が下されました。

- ・ 被告人ウメ・スタンリー・チディエベレに2020年5月18日から4年の拘禁刑
- ・ 被告人ヴァー・アイ・リンに2020年5月18日から3年6か月の拘禁刑

### イ 付加刑

2015年刑法（2017年修正・補充反映後）第37条に基づき、被告人ンナカ・チブゾール・フランクリン（トニー）、被告人ンナメカ・サミュエル・ウゴチュク（リチャード）及び被告人ウメ・スタンリー・チディエベレには、拘禁刑服役後のベトナム社会主義共和国外への強制退去が科されました。

## (3) 事例研究分析

被告人らは、未登録SIMカード（「トラッシュSIM」とも呼ばれる、所有者登録のない、又は正規の登録なしで取次店やインターネットを通じて初期設定済のスマートフォンのSIMカード）の管理の抜け穴、インターネット上の偽造本人確認書類サービス（Facebookやウェブサイトなどに広告が表示されることが多い）及び管理の緩い銀行口座開設手続（申込書を提出し、IDカードを提示し、電話番号を伝えるだけで口座を開設できる）を利用して、マネー・ローンダリングを目的とした偽造IDカードのインターネット注文、未登録SIMの購入及び複数銀行の窓口での複数取引用口座の開設を容易に行うことができました。

被告人らは、こうした銀行口座を使用して、犯罪活動から得られた金銭の受取及び引き出しを行い、その後、手数料と引換えに他の者に送金しました。被告人らが得る違法利益は、取引の数と、引き出して送金した金額に基づいて決められました。

こうした不正銀行口座に送金された資金は前提犯罪から生じたものですが、犯人の手口が巧妙で追跡が困難であるため、法執行機関は前提犯罪を未だ特定できていません。この種の犯罪者は一般に、以下のような手口を用います。

- ・外国のIPアドレスを使用してアカウントを作成し、管理・運営者を特定できないようにします。
- ・被害者を騙して金銭を受け取った後、WhatsAppなどのプラットフォームからすべての通信記録を削除します。
- ・違法資金を被告人らのような共犯者が開設した不正銀行口座に送金し、現金を引き出すよう共犯者に指示します。
- ・複数の仲介者を通じて資金を移動させ、幾度もの引き出しと送金により資金の出所を追跡しにくくします。

こうしたことから、この種の犯罪ネットワークを徹底的に捜査し壊滅させることは極めて困難です。訴追当局は多くの場合、入手できた証拠に基づき、様々な段階にある犯罪を1つずつ個別に扱わなければなりません。

こうした銀行口座を開設しそこから金銭を引き出す行為は、以下の行為に当たると判定されました。

犯罪から得られた、又は犯罪活動から得られたと知っていた若しくは知っていたはずである金銭又は資産の違法な出所を隠匿するために、信用機関又は外国銀行の支店での口座の開設、金銭の預け入れ又は引き出しなどの行為を実行若しくは支援又は他者をして実行若しくは支援させることを含め、金銭的取引又は銀行取引に直接又は間接的に参加すること

この定義は、2015年刑法第324条に基づくマネー・ローンダリングの罪を特定する際の指針を定めるベトナム最高人民裁判所の決定第03/NQ-HĐTP号によるものです。したがって、上記被告人らをマネー・ローンダリングの罪で起訴し裁くことは、ベトナム法に完全に準拠した対応でした。

また、この事件では、捜査機関が犯人の身元を突き止め、IPアドレスの出所や犯人に関する情報を追跡することができなかつたため、裁判所はマネー・ローンダリングの前提犯罪（詐欺）を裁くことはできませんでした。よって、裁判所はこの種の犯罪への徹底的な対処と解明に当たり、多くの困難に直面しているといえます。

#### (4) マネー・ローンダリング犯罪防止策

- ・銀行口座開設の厳格な規制：銀行口座開設に偽造国民IDカードや未登録SIMカードが使用されないようするための監督の強化
- ・不審な金銭的取引のモニタリング：異例又は違法な取引に関係した口座を追跡・

## 捜査

- ・偽造ID売買ネットワークの壊滅：偽造本人確認書類を販売するオンラインネットワークの厳重な取締り
- ・一般市民の意識の向上：投資詐欺や高利息融資、株取引詐欺といったインターネットや電話による詐欺などのよくある犯罪手口（犯罪者は被害者の欲に付け込んで詐欺を行うことが多く、それがマネー・ローンダリングの前提犯罪となる。）について周知するなどして、資金の出所が不明な取引や犯罪行為に関係している疑いのある資産が関係する取引のリスクについて市民を啓発
- ・国際協力：マネー・ローンダリングが疑われるIPアドレスや人物の身元に関する情報の提供に関する協力